

所得税制・ 金融証券税制

株式会社大和総研 金融調査部
研究員 鳥毛 拓馬

2013年度税制改正においては、所得税制・金融証券税制に関して、FP業務との関連において大きな改正内容となっている。

所得税制については、2015年分以後の所得税より、最高税率が40%から45%に引き上げられる。とりわけ富裕層の顧客に対しては留意すべき内容である。

金融証券税制については、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る10%の軽減税率（所得税7%、住民税3%）が2013年12月31日をもって終了し、2014年1月1日より20%の本則税率（所得税15%、住民税5%）に引き上げられる措置に伴い、少額投資非課税制度（NISA）が2014年1月1日から導入される。また、公社債等に対する課税方式を変更し、金融商品間での損益通算の範囲を拡大する、いわゆる「金融所得課税の一体化」に関する項目が盛り込まれた。公社債等に対する課税方式の変更は、原則として2016年1月1日以後適用される。

本稿では、2013年度税制改正の所得税制・金融証券税制のうち主なものを解説する。

1 所得税の最高税率の引き上げ （所法89条1項）

2015年分以後の所得税より、最高税率が40%から45%に引き上げられる。税率45%が適用されるのは、課税所得金額4000万円超の部分である〔図表1〕。消費税の引き上げや、復興特別所得税による負担増などにも考慮して、特に高い所得階層に一定の税の負担を求める内

〔図表1〕 所得税の税率（2015年分以後）

課税所得金額	税率	速算控除額
195万円以下	5%	—
195万円超 330万円以下	10%	9.75万円
330万円超 695万円以下	20%	42.75万円
695万円超 900万円以下	23%	63.6万円
900万円超 1800万円以下	33%	153.6万円
1800万円超 4000万円以下	40%	279.6万円
4000万円超	45%	479.6万円

容になっている。また、住民税と復興特別所得税を含めた所得税の最高税率は、現行の50.84%から55.945%に引き上げられる。

今回の改正により、復興特別所得税を含めた所得税額を試算した〔図表2〕。高額な給与等を得る役員等にとっては、大きな負担増といえる。

2 金融証券税制

（1）上場株式等の配当・譲渡所得に関する軽減税率の廃止

現行、上場株式等の配当・譲渡所得に対する税率は10.147%（所得税7.147%、住民税3%）である。この税率の期限は、2013年12月31日までとされており、2013年度税制改正ではこの期限の延長を行わないこととなった。

このため、2014年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の本則税率が適用され

〔図表2〕 所得税額の算出税額（含む復興特別所得税）

課税所得金額	所得税額		
	改正前	改正後	増税額
4000万円	1348万1200円	1348万1200円	0円
5000万円	1756万5200円	1807万5700円	+51万500円
8000万円	2981万7200円	3185万9200円	+204万2000円
1億円	3798万5200円	4104万8200円	+306万3000円

る。所得税については、基準所得税額の2.1%の復興特別所得税も課される。これを合わせると20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率となる（以下、復興特別所得税については、本稿において特に記載のない限り考慮しない）。

（2）少額投資非課税制度（NISA）の見直しと拡充

NISA^{*}は、2014年から2023年までの各年に投資した年間100万円までの投資額について、最長5年間、配当・分配金、譲渡益が非課税となる制度である。非課税維持期間が最長5年間なので、ある時点でみた累計の非課税投資額は最大で100万円×5年＝500万円となる。

NISAの概要は〔図表3〕、NISAのイメージは〔図表4〕のとおりである（措法9条の8、37条の14）。

〔NISAの実務上のポイント〕

①非課税口座に受け入れることができる上場株式等

NISAで非課税となる金融商品は、税法上の「上場株式等」とされるもので、証券会社や銀行などの金融機関（以下、「証券会社等」）を通じて新たに買い付けた上場株式、外国上場株式、株式投資信託、外国株式投資信託、上場株式投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）などである。

なお、現段階では、公社債や公社債投資信託などは非課税の対象とはならない。

非課税口座では、年間100万円（委託手数料

等は含まれない）まで買い付けを行うことができる。例えば、非課税口座において、70万円で上場株式を購入し、同一年内に72万円で譲渡したとする。この場合、その同一年内において、非課税口座では30万円（＝100万円－70万円）以内でしか

上場株式等を新たに購入できない。つまり、当初の上場株式を譲渡しても当初の購入分（70万円分）の非課税枠を再利用することはできない。また、非課税枠の残額を翌年以降に繰越すことはできない。前述のケースでいえば、翌年に130万円分（100万円＋30万円）の非課税枠ができるわけではない。

②非課税となる上場株式等の配当等の取り扱い

非課税の対象となるのは、非課税口座で保有する上場株式等の配当等である。ただし、発行済株式の3%以上を有する大口株主が受けるものは除かれる。

また、上場株式の配当については支払開始日、株式投資信託の分配金については決算日が非課税期間内にある場合に、配当・分配金が非課税となる。

③非課税口座の開設

非課税口座を利用するためには、法律で決められた期間（勘定設定期間）ごとに、税務署が交付する「非課税適用確認書」が必要である。非課税適用確認書が必要とされているのは、1人につき同一の勘定設定期間において複数の口座が開設されるのを防止するためである。

この非課税適用確認書の交付を受けるために、投資家は、口座を開設する証券会社等で申請手続きを行う。申請手続きは、2013年10月1日から開始される。勘定設定期間、基準日、交付申請書提出期間は、次のとおりである（措法37条の14第5項3号）。

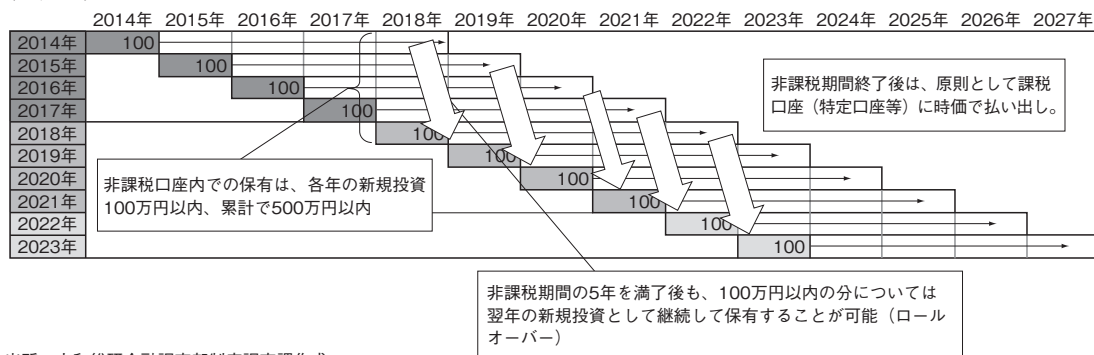
※少額投資非課税制度は、英国のISA（Individual Savings Account）制度を参考にして作られた日本（Nippon）版の制度のため、愛称はNISA（ニーサ）とされている。

〔図表3〕 NISAの概要

制度を利用可能な者	その年の1月1日において20歳以上の居住者等
非課税対象	上場株式等の配当、公募株式投資の分配金、これらの譲渡益など
非課税投資額	毎年、新規投資額で100万円まで（未使用枠は翌年以降繰越不可）
投資可能期間	10年間（2014年～2023年）
非課税期間	投資した年から最長5年間
途中売却	自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可）
分配金の再投資	100万円までの非課税投資額に算入されるため、非課税枠を利用
損益通算	非課税口座で損失が生じても非課税口座以外で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可
口座開設数	原則として1人1口座
導入時期	2014年1月（税率20%への引き上げに合わせて導入）

出所：大和総研金融調査部制度調査課作成

〔図表4〕 NISAのイメージ



出所：大和総研金融調査部制度調査課作成

勘定設定期間	基準日	交付申請書提出期間
2014年1月1日～2017年12月31日	2013年1月1日	2013年10月1日～2017年9月30日
2018年1月1日～2021年12月31日	2017年1月1日	2017年10月1日～2021年9月30日
2022年1月1日～2023年12月31日	2021年1月1日	2021年10月1日～2023年9月30日

（3）金融所得課税の一体化の拡充 ～公社債税制の抜本改正

2013年度税制改正により、2016年1月1日以後、一定の公社債等の利子・償還差益・譲渡損益の課税方式が見直され、20%（所得税15%、住民税5%）の申告分離課税となり、上場株式等の配当・譲渡損益との損益通算が認められることとなる〔図表5〕。

〔実務上のポイント〕

現行では、株式と公社債では課税方法が異なっているが、改正により、特定公社債及び公募公社債投資信託（以下、「特定公社債等」）の

課税方式は、上場株式及び株式投資信託の課税方式とほぼ同じになるといえる。

（a）特定公社債等の利子等に対する課税の改正

2016年1月1日以後に支払いを受ける特定公社債等の利子及び収益分配金については、その課税方法が現行の源泉分離課税から、申告分離課税に変更される。税率は20%（所得税15%、住民税5%）のままで変更はない。申告をせずに20%の源泉徴収（特別徴収）のみで課税関係を終了させることも可能となる。

国外発行の特定公社債の利子について、外国で源泉税が徴収された場合の二重課税の調整方法は、現行の差額徴収方式から外国税額控除方式に変更になる。従って、外国公社債等の利子について外国で課税された金額がある場合、確定申告を行うことで所得税額から外国での所得

〔図表5〕 利付債等の利子所得・譲渡所得等の課税方式

区分	現行	2016年1月1日以後	
		特定公社債 ^{※1}	一般公社債
①利子所得等	源泉分離課税	申告分離課税 (申告不要の選択可)	源泉分離課税 ^{※2}
②譲渡所得等	非課税	申告分離課税	申告分離課税
③償還差益等	償還益は雑所得	同上 償還金等は②の収入金額	同上 償還金等は②の収入金額
④損益通算等	—	①②と上場株式等の配当所得・譲渡所得との損益通算(3年間の繰越控除)可	②と非上場株式等の譲渡所得との損益通算可(繰越控除不可)

※1 特定公社債：〔図表6〕を参照

※2 同族会社の株主等が支払いを受けるものは、源泉徴収後、確定申告し利子所得として総合課税

税相当額を控除（税額控除）することができる（所法182条、措法3条、3条の3、8条の4、8条の5）。

（b）特定公社債等の譲渡損益に対する課税

現行では、公社債等の譲渡益について非課税、償還益は雑所得（公社債投資信託の償還益・解約益は利子所得）とされている〔図表5〕。

改正により、これらを変更し、特定公社債等の償還・解約差損益について譲渡所得とみなし、20%の申告分離方式に変更になる。原則として、2016年1月1日以後に特定公社債等を譲渡した場合に20%の申告分離課税が適用される（措法37条の11）。

（c）特定公社債等の上場株式・株式投資信託との損益通算・繰越控除

特定公社債等に対する課税方式が申告分離課税になることに伴い、上場株式・株式投資信託の譲渡損益及び配当・分配金と特定公社債等の利子・分配金及び譲渡損益間での損益通算が可能となる。損益通算後に控除しきれない金額がある場合には、

翌年以後3年間の繰越控除も可能となる（措法37条の12の2）。

〔実務上のポイント〕

2016年1月1日以後の譲渡からは、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等とは、損益通算ができなくなるため注意を要する。

（d）特定公社債等の特定口座への受け入れ

特定公社債等が申告分離課税の対象となることに伴い、特定口座への受け入れが可能となる。源泉徴収ありの特定口座（以下、「源泉徴収口座」）を開設している場合には、特定公社債等の利子等を源泉徴収口座に入れることができる。

〔図表6〕 特定公社債の範囲（措法3条第1項一、措法37条の10第2項七、措法37条の11第2項一・五から十四）

- ①国債、地方債、外国国債、外国地方債
 - ②会社以外の法人が特別の法律により発行する社債（投資法人債及び特定目的会社の特定社債を除く）
 - ③公募公社債、上場公社債
 - ④発行日の前6月以内に有価証券報告書等を提出している法人が発行する債券
 - ⑤国外において発行された公社債で、次に掲げるもの（取得後引き続き保護預りがされているものに限る）
 - a 国内において売出しがされたもの
 - b 国内における私売出しの日前6月以内に有価証券報告書等を提出している法人が発行する社債
 - ⑥金融商品取引所または外国金融商品取引所において公表されたプログラム（一定の期間内に発行する公社債の上限額、発行者の財務状況等その他その公社債に関する基本的な情報をいう）に基づき発行される公社債
 - ⑦外国法人が発行し、または保証する債券で政令で定めるもの
 - ⑧国内または国外の法令に基づいて銀行業または金融商品取引業を行う法人またはその100%子会社等が発行する社債（その取得者が1人またはその関係者のみであるものを除く）
 - ⑨2015年12月31日以前に発行された公社債（発行時に源泉徴収がされた割引債を除く）
- （注）上記に該当しても、金融債で預金保険の対象となっているものは除かれる。

出所：法令をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

源泉徴収口座で上場株式等、特定公社債等の譲渡損が生じた場合、この譲渡損と源泉徴収口座に受け入れた配当所得、利子所得との損益通算が行われる。損益通算後の配当、利子に対して、20%（所得税15%、住民税5%）の源泉徴収が金融機関により行われる（措法37条の11の3、37条の11の5、37条の11の6、改正法附則44条）。

〔実務上のポイント〕

2015年12月31日以前に取得した特定公社債等についても、2016年1月1日以降に特定口座に入れることができ、2016年1月から12月の間は、自己が保管する特定公社債等を実際の取得日、取得価額で特定口座に入れることができる。

(e) 倒産等の場合

特定口座で管理されている特定公社債等が、発行会社の倒産等により上場廃止となり、その後、清算結了等の事実が生じて公社債としての価値を失った場合には、その損失は、特定公社債等の譲渡をしたことにより生じた損失とみなすこととしている。このため、その損失は特定公社債等の利子所得等及び上場株式等の配当所得との損益通算、さらには3年間の繰越控除が可能となる（措法37条の11）。

(f) 割引債に対する課税

2016年1月1日以後に発行される割引債については、発行時の18%源泉徴収が廃止される。改正により、2016年1月1日以後の償還時に、原則として、みなし償還差益（発行日から償還日まで1年以内のものは償還金額の0.2%、1年超のものは25%）に対して、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収（特別徴収）が行われる（措法37条の10、37条の11、41条の12、附則56条）。

〈みなし償還差益〉

発行から償還までの期限が1年以内の割引債	償還金額の0.2%
発行から償還までの期限が1年超の割引債	償還金額の25%

(g) 支払調書等

①受領者の告知

現行では、源泉分離課税が適用される利子所得については、税務上の受領者の告知は不要とされている。2016年1月1日以後は、特定公社債の利子、公募公社債投資信託の利子、一般公社債の利子のうち同族会社の株主等に支払われるものなど、「源泉分離課税が適用されない利子」を受け取る際に、その支払いを受ける者は、告知が必要となる（措法3条）。

②支払調書

現行では、個人が支払いを受ける公社債の利子、公社債投資信託の分配金で源泉分離課税が適用されるものについては、支払調書の提出の対象外である。

改正により、2016年1月1日以後に支払うべき「源泉分離課税が適用されない利子」については、支払調書の対象となる。国内で公社債、公社債投資信託の受益権の譲渡の対価（償還金、解約金を含む）の支払いをする金融機関等は、その年中に支払った対価の額等を記載した支払調書を、支払確定日の翌年1月31日（1回の支払いごとに作成する場合には翌月末日）までに、税務署長に提出しなければならない（措法3条）。

③支払通知書

2016年1月1日以後に「源泉分離課税が適用されない利子」の支払事務の取り扱いをする金融機関は、その支払いを受ける者に対して支払通知書を交付する必要がある（措法3条）。

④特定口座年間取引報告書

特定口座年間取引報告書の記載事項に、特定口座に受け入れた特定公社債等の利子所得、特定口座内で行われた特定公社債等の譲渡所得等の金額等が追加される。この場合、支払調書及び支払通知書の提出及び交付は不要となる（措法37条の11の3第7項、11項、措令25条の10の10第6項）。